

答 申

第1 審査会の結論

長野県警察本部長が行った一部開示決定について、別表2の「開示すべき部分」欄に記載の部分は、開示すべきであり、その余の部分を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和6年(2024年)10月16日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、別表1の「開示請求の内容」欄に記載した内容について保有個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。
- 2 令和6年12月18日、長野県警察本部長(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求について、別表1の「公文書の名称」欄に記載の公文書(以下「本件公文書」という。)を特定し、「不開示部分」欄に記載の部分(以下「本件不開示部分」という。)を「不開示理由」欄に記載の理由により不開示とする一部開示決定(以下「本件決定」という。)を行った。
- 3 令和7年3月1日、審査請求人は、長野県公安委員会(以下「本件諮問機関」という。)に対し、本件決定の取消し及び本件不開示部分の全部開示並びに該当文書が本件公文書以外にないか調査することを求めて審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書により行った主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 不開示部分について
憲法上の知る権利を妨害しており、不開示部分を開示しても誰の権利も侵害しない。
- 2 該当文書が本件公文書以外にあるかについて
何度か文書の特定もれがあるから審査してほしい。

第4 本件諮問機関及び本件実施機関の主張の要旨

本件諮問機関及び本件実施機関（以下「本件諮問機関等」という。）が弁明書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

1 法第78条第1項第2号該当性について

(1) 警察職員の氏名及び印影（以下「警察職員の氏名等」という。）並びに検察庁職員の氏名

審査請求人以外の個人に関する情報であり、本号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

(2) (1)を除く審査請求人以外の個人の氏名、住所、当該個人に対する警察の対応結果等の情報

審査請求人以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別できることから、本号に該当し、個別の事情で審査請求人が当該情報を知ることができたとしても、慣行として審査請求人が知ることができる情報であるとは言えず、また知ることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書のいずれにも該当しない。

2 法第78条第1項第5号該当性について

(1) 警察職員の氏名等及び検察庁職員の氏名

開示することにより、捜査等の特殊な業務に従事する職員が識別されることになり、その結果、当該職員が捜査等に従事する際に、有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされるほか、当該職員又はその家族等が不法行為の対象となり、その生命又は身体等に危害が加えられるおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 警察の着眼点、捜査結果、調査結果等の情報

開示することにより、警察の犯罪捜査に関する情報や特定の事案に関する調査結果等が広く知れ渡り、犯罪の構成要件の該当性や、その判断に迷う領域で違反行為が敢行される等、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。

3 法第78条第1項第7号該当性について

(1) 警察の着眼点、捜査結果、調査結果等の情報

今後の警察業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

(2) 警察電話の内線番号

一般に公表していないものであり、開示することにより、警察に対して反感や反発を抱く者からの頻繁な架電によって警察内部における必要な指示や連絡、突発的な事態への対応等の停滞を招くなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

4 該当文書が本件公文書以外にあるかについて

請求内容に応じて、関係所属及び全所属に対して、請求対象となる文書の照会手続を行ったが、本件公文書以外の対象文書がなかった。また、特定した文書以外が存在する理由や、対象文書を明確にしていなかったため審査請求人の憶測によるものであると判断できるので、他に該当文書は存在しない。

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書について

本件決定において、本件実施機関が特定した公文書は、別表1の番号1から番号67までに掲げる、本件実施機関が作成した審査請求人に係る「警察に対する相談記録票」、「警察に対する相談処理票」、「相談等取扱票」、「広聴事案処理票」及び「裁決書」であり、いずれも審査請求人に係る保有個人情報であると認められる。

2 本件不開示部分について

本件不開示部分は、概ね次の①から④までの情報である。

- ① 警察職員の氏名等及び検察庁職員の氏名
- ② ①を除く審査請求人以外の個人に関する情報
- ③ 警察の着眼点、捜査結果、調査結果等の情報
- ④ 警察電話の内線番号

審査請求人は、本件不開示部分の全部開示を求めていることから、①から④までの情報について、法第78条第1項第2号、第5号及び第7号の該当性を以下検討する。

3 法第78条第1項第2号該当性について

(1) 本件決定において、本件実施機関が法第78条第1項第2号に該当するとして不開示とした部分は、2の①及び②である。

(2) 本号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により開示請求者以外の特定の個人を識別すること

ができるもの」及び「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を開示対象から除外している。

なお、本号ただし書のイは、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を開示の対象としている。

審査請求人は、知る権利を妨害しており、不開示部分を開示しても誰の権利も侵害しないと主張する。一方で、本件諮問機関等は、2の①及び②について、審査請求人以外の個人に関する情報であり、慣行として審査請求人が知ることができ、情報は該当しないことから、本号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないと主張する。

よって、2の①及び②の本号該当性について、以下検討する。

(3) 2の①について

一般的に警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を開示することで、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがあることから、警部補以下の警察職員の氏名は不開示情報とされており、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらない。これを踏まえて、当審査会において本件公文書を確認したところ、不開示とされた警察職員の氏名等については、警部補以下の職員であると認められる。しかしながら、審査請求人との対応の際に警察職員が自ら氏名を名乗っていると認められる記載や以前対応した別の警察職員の氏名を審査請求人に伝えていると認められる記載、審査請求人から問合せのあった警察職員の氏名であると認められる記載（別表2の「開示すべき部分」欄に記載された情報）がある。これらの部分については、その記載内容から審査請求人が既に知り得た情報であることが明らかであるため、本号ただし書のイに該当すると認められ、不開示とする理由がない。よって、これら警察職員の氏名について、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

その記載内容から審査請求人が既に知り得た情報ではない警察職員の氏名等については、審査請求人以外の個人に関する情報であり、本号ただし書のいずれにも該当するとは認められない。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、これら警察職員の氏名等を不開示とした判断は、妥当である。

また、検察庁職員についても、警察職員と同様、その職務の特殊性から、一定の役職以下の者の氏名は公にされておらず、慣行として審査請求人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらない。これを踏まえて、当審査会において本件公文書を確認したところ、不開示とされている検察庁職員の氏名については、その記載から一定の役職以下であると認められる。しかしながら、その記載内容から、審査請求人から問合せのあった検察庁職員の氏名であると認められ、審査請求人が既に知り得た情報であることが明らかであるため、本号ただし書のイに該当すると認められ、不開示とする理由がない。よって、検察

庁職員の氏名について、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

(4) 2の②について

2の②は、審査請求人以外の個人の氏名、当該個人に対する警察の対応結果等の情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、本号ただし書のいずれにも該当しない。よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当である。

しかしながら、別表2の番号24及び番号48で開示すべきとした部分については、開示したとしても、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められないため、不開示とする理由がない。よって、当該部分について、本件実施機関が本号に該当することを理由に不開示とした判断は、妥当でない。

4 法第78条第1項第5号該当性について

(1) 本件決定において、本件実施機関が法第78条第1項第5号に該当するとして不開示とした部分は、2の①、②及び③である。

(2) 本号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると地方公共団体の機関が認めることについて相当の理由がある情報について、開示対象から除外している。「支障を及ぼすおそれがある」とは、公共安全と秩序を維持するための諸活動が阻害され、又は適正に行われなくなるおそれがある場合をいい、「地方公共団体の機関が認めることについて相当の理由がある」とは、当該情報の性質上、開示又は不開示の判断に、犯罪等に関する将来予測としての専門的又は技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、本号に規定する情報に該当するかどうかについて、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものか否かを検討することが適当であると考えられる。

審査請求人は、知る権利を妨害しており、不開示部分を開示しても誰の権利も侵害しないと主張する。一方で、本件諮問機関等は、2の①を開示することにより、捜査等の特殊な業務に従事する職員が識別されることになり、その結果、当該職員が捜査等に従事する際に、有形無形の嫌がらせや報復等の危険にさらされるほか、当該職員又はその家族等が不法行為の対象となり、その生命又は身体等に危害が加えられるおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとし、また、2の②及び③を開示することにより、警察の犯罪捜査に関する情報や特定の事案に関する調査結果等の情報が広く知れ渡り、犯罪の構成要件の該当性や、そ

の判断に迷う領域で違反行為が敢行される等、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

よって、2の①、②及び③の本号該当性について以下検討する。なお、2の①及び②のうち、3において法第78条第1項第2号に該当すると認められる部分については、結論において妥当であることから、本号該当性については判断しない。

(3) 2の①について

2の①のうち、当審査会が法第78条第1項第2号に該当しないとした、別表2の「開示すべき部分」欄に記載のある部分は、審査請求人の既知情報である警察職員及び検察庁職員の氏名であり、当該部分を開示することによる公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないことから、不開示とすることについて相当な理由があるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、2の①を不開示とした判断は、妥当でない。

(4) 2の②及び③について

2の②のうち法第78条第1項第2号に該当しないとした、別表2の「開示すべき部分」欄に記載のある部分は、特定の個人を識別できるものとはいえず、審査請求人以外の個人に関する情報とは認められない。また、2の③として不開示とした部分には、警察の対応が記載されており、警察の着眼点等が記載されていると認められるものの、現場の状況等の単に職務遂行に必要な事実が記載されているものである。これらの職務遂行に必要な事実などが記載されている部分を開示することによる公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないことから、不開示とすることについて相当な理由があるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、2の②及び③を不開示とした判断は、妥当でない。

5 法第78条第1項第7号該当性について

(1) 本件決定において、本件実施機関が法第78条第1項第7号に該当するとして不開示とした部分は、2の②、③及び④である。

(2) 本号は、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれがあるものを開示対象から除外している。本号の適用に際しては、開示することにより生ずる支障のみでなく、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそれも勘案する必要がある。また、「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものである必要があり、「おそれ」は、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性がなければならないと考えられる。

審査請求人は、知る権利を妨害しており、不開示部分を開示しても誰の権利も侵害しないと主張する。一方で、本件諮問機関等は、2の②及び③を開示することにより、今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、2の④を開示することにより、警察に対して反感や反発を抱く者からの頻繁な架電により業務停滞を招くなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張する。

よって、2の②、③及び④の本号該当性について以下検討する。なお、2の②のうち、3において法第78条第1項第2号に該当すると認められる部分については、結論において妥当であることから、本号該当性については判断しない。

(3) 2の②及び③について

2の②及び③は、4の(4)のとおり、当該部分を開示することにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは、法的保護に値する程度の蓋然性があるとは認められない。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、2の②及び③を不開示とした判断は、妥当でない。

(4) 2の④について

警察は、犯罪事件や事故といった突発的な事態に迅速に対応する必要がある。また、警察が行う業務が住民等に対して取締りや規制を行うものが多いという性質を踏まえると、一般的な行政の業務に比べて反感や反発を受けやすいものであると考えられる。これらの警察業務の特殊性を考慮すると、一般に公表していない警察の内線電話を開示することにより、警察に対して反感や反発を抱く者からの頻繁な架電により警察業務が停滞するおそれがあるとの本件諮問機関等の主張は、否定し難く、開示することによって生じる支障のおそれには、法的保護に値する程度の蓋然性があると認められる。

よって、本件実施機関が本号に該当することを理由に、2の④を不開示とした判断は、妥当である。

6 該当文書が本件公文書以外にあるかについて

(1) 審査請求人は、何度か文書の特定期間があるから審査してほしいと主張している。

一方で、本件実施機関は、請求内容に応じて、関係所属及び全所属に対して、請求対象となる文書の照会手続を行ったが、本件公文書以外の対象文書がなかった。また、本件公文書以外が存在する理由や、対象文書を明確にしていなかったため審査請求人の憶測によるものであると判断できるので、他に該当文書は存在しないと主張している。

(2) この点について、内部での照会手続を実施したものの結果として他に本件請

求内容に合致する公文書が確認されなかったという本件実施機関の説明を不合理とする論拠はない。

よって、本件公文書以外に該当文書がないとする本件決定は妥当である。

7 審査請求人及び本件諮問機関等のその余の主張について

審査請求人及び本件諮問機関等のその余の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものでない。

8 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査経過

令和7年（2025年）	5月15日	諮問
令和8年（2026年）	5月19日	本件諮問機関等からの意見聴取及び審議
	7月21日	審議終結

(別表 1)

開示請求の内容	番号	公文書の名称	不開示部分	不開示理由
開示請求者が行った審査請求に対する長野県公安委員会（審査庁）の裁決書のうち「令和4年6月から令和5年8月までの間に行った裁決の中に、長野県個人情報保護審査会の答申と異なった裁決を行っているものはあるのか」について、開示請求者が長野県警察本部に問い合わせた記録。 令和6年6月25日から開示請求日（令和6年10月16日）までの間において、実施機関が作成した「相談等取扱票」・「相談等経過票」のうち、開示請求者が相談者となるもの。	1	警察に対する相談記録票（受理番号：202309901269）	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。）	①法第78条第1項第2号該当 開示請求者以外の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため。 ②法第78条第1項第5号該当 その職務の特殊性から、開示することにより、当該職員又はその家族等が不法行為の対象となり、その生命、身体等が脅かされるなど、犯罪の予防、鎮圧、捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	2	警察に対する相談処理票（受理番号：202309901269）	同上	同①及び②
	3	相談等取扱票（受理番号：24-48-048205）	警察職員の氏名（慣行として公にされている者を除く。）	同上
			警察電話の内線番号	③法第78条第1項第7号該当 警察部内の連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	4	相談等経過票（受理番号：24-48-048205）	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③

	5	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-048194)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	6	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-049204)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	7	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-049381)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	8	相談等経過票 (受理番号： 24-48-042443)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	9	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-042998)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	10	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-043840)	同上	同上
	11	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-044426)	同上	同上
	12	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-044912)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	13	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-045926)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	14	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-047746)	警察職員の印影（慣行 として公にされている 者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	15	相談等取扱票	警察職員の印影（慣行	同①及び②

		(受理番号： 24-48-048761)	として公にされている 者を除く。)	
			警察電話の内線番号	同③
	16	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-048669)	同上	同上
	17	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-050947)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	18	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-048881)	警察職員の氏名（慣行 として公にされている 者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	19	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-048946)	同上	同上
	20	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-050951)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	21	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-050962)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	22	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-051368)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	23	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-051383)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	24	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-051816)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
			「関係者（カナ、氏 名、異名カナ、異名、	④法第78条第1項第5号 該当

			生年月日、性別、国籍、職業（勤務先等）、法人・団体等名、住所、電話番号、メールアドレス、申出者との関係及び備考）」欄並びに「受理時における措置内容」欄の一部	警察の着眼点等が推測され、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 ⑤法第78条第1項第7号該当 今後の警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。
	25	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-051748)	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。） 警察電話の内線番号	同①及び② 同③
	26	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-055185)	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。） 警察電話の内線番号 「申出内容（申出の要旨）」の一部	同①及び② 同③ 同①、④及び⑤
	27	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-056529)	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。） 警察電話の内線番号	同①及び② 同③
	28	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-058095)	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。） 警察電話の内線番号	同①及び② 同③
	29	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-058432)	警察職員の氏名及び印影（慣行として公にされている者を除く。） 警察電話の内線番号	同①及び② 同③
	30	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-058898)	警察職員の印影（慣行として公にされている者を除く。） 警察電話の内線番号	同①及び② 同③

	31	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-059374)	警察職員の印影（慣行 として公にされている 者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	32	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-059191)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	33	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-059869)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	34	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-060030)	警察職員の氏名（慣行 として公にされている 者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	35	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-060709)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	36	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-063619)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	37	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-063620)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。） 並びに検察庁職員の氏 名	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	38	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-063622)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	39	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-064301)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。） 並びに検察庁職員の氏 名	同①及び②

			警察電話の内線番号	同③
	40	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-065631)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。） 並びに検察庁職員の氏 名	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	41	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-065636)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	42	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-065640)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	43	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-065082)	警察職員の印影（慣行 として公にされている 者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	44	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-065114)	警察職員の印影（慣行 として公にされている 者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	45	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-066899)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	46	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-066923)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	47	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-068773)	警察職員の氏名（慣行 として公にされている 者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	48	相談等経過票 (受理番号： 24-48-068773)	警察職員の氏名（慣行 として公にされている 者を除く。）	同①及び②

			警察電話の内線番号	同③
			「措置内容」欄の一部	同①、④及び⑤
	49	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-069483)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	50	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-073439)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	51	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-073468)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	52	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-073615)	同上	同上
	53	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-046661)	同上	同上
	54	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-048577)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	55	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-051430)	警察職員の氏名（慣行 として公にされている 者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	56	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-054701)	同上	同上
	57	相談等取扱票 (受理番号： 24-48-064305)	警察職員の氏名及び印 影（慣行として公にさ れている者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	58	相談等経過票 (受理番号： 24-48-064305)	警察職員の氏名（慣行 として公にされている 者を除く。）	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③

	59	広聴事案処理票 (令和6年9月18日付け)	警察職員の印影(慣行として公にされている者を除く。)	同①及び②
	60	相談等取扱票 (受理番号: 24-48-064383)	警察職員の氏名及び印影(慣行として公にされている者を除く。)	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	61	相談等経過票 (受理番号: 24-48-064383)	警察職員の氏名及び印影(慣行として公にされている者を除く。)	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	62	相談等取扱票 (受理番号: 24-48-064901)	警察職員の氏名(慣行として公にされている者を除く。)	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
令和4年5月19日付け長野県公安委員会指令(広)第9号	63	相談等取扱票 (受理番号: 24-48-067683)	警察職員の氏名(慣行として公にされている者を除く。)	同①及び②
			警察電話の内線番号	同③
	64	相談等取扱票 (受理番号: 24-48-073610)	同上	同上
令和5年2月2日付け長野県公安委員会指令(広)第4号	65	裁決書(令和4年5月19日付け長野県公安委員会指令(広)第9号))	なし	—
令和5年2月2日付け長野県公安委員会指令(広)第4号	66	裁決書(令和5年2月2日付け長野県公安委員会指令(広)第4号))	同上	同上
令和5年3月23日付け長野県公安委員会指令(監)第11号	67	裁決書(令和5年3月23日付け長野県公安委員会指令(監)第11号))	同上	同上

(別表 2)

※この別表 2 の番号は、別表 1 の番号に対応している。また、本答申により開示すべきとする部分のみ記載している。

番号	公文書の名称	開示すべき部分
24	相談等取扱票（受理番号：24-48-051816）	「関係者」欄の「カナ」、「氏名」、「生年月日」、「性別」、「国籍」、「職業（勤務先等）」、「法人・団体等名」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」及び「備考」欄
26	相談等取扱票（受理番号：24-48-055185）	「申出内容（申出の要旨）」欄の警察職員の氏名
37	相談等取扱票（受理番号：24-48-063620）	「件名」欄の検察庁職員の氏名
39	相談等取扱票（受理番号：24-48-064301）	「申出内容（申出の要旨）」欄の検察庁職員の氏名
40	相談等取扱票（受理番号：24-48-065631）	「申出内容（申出の要旨）」欄の警察職員の氏名及び検察庁職員の氏名
48	相談等経過票（受理番号：24-48-068773）	1 頁目「措置内容」欄の 1 行目、2 行目、6 行目、7 行目、8 行目の18文字目から20文字目まで、9 行目及び10行目の不開示部分 2 頁目「措置内容」欄の 1 行目、2 行目、3 行目、4 行目、5 行目、6 行目及び10行目
60	相談等取扱票（受理番号：24-48-064383）	「申出内容（申出の要旨）」欄の警察職員の氏名